

株式会社 松代商店

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日～令和12年7月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標

会社における女性管理職の割合を30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年8月～ 管理職候補者を各支店ごとに選定を始める
- 令和8年4月～ 候補者との面接を行い本人の希望や意向の聞き取りを始める。
- 令和8年10月～ 管理者としての研修を行う（3ヵ月間に5回程度）